平成２３年（フ）第３５号
福岡県大牟田市大字岬1969番地　黒崎県営住宅４棟401号
債務者　本木　美佳（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３７号
福岡県大牟田市七浦町112番地９、従前の住所熊本県玉名市立願寺179番地１
債務者　植木ヒトミ
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４０号
福岡県大牟田市中町２丁目９番地10　恵比須ビル505号
債務者　志田のり子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第２６号
静岡県御前崎市池新田4783番地の１　長者Ｂ―16号室
債務者　原　　竜二
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
北海道苫小牧市花園町１丁目１番３号　パティオ花園203号
債務者　引田　　旭
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２０号
北海道苫小牧市高砂町２丁目７番25号
債務者　北村與四男
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４８２号
仙台市宮城野区榴岡４丁目８番10号、住民票上の住所仙台市太白区長町５丁目３番１―1801号
債務者　石村　直之
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―815号
債務者　阿部　武彦
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
宮城県塩竈市千賀の台３丁目14番13号
債務者　紀野国寛子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５９６号
仙台市太白区郡山１丁目19番３―1007号
債務者　木村　智子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
茨城県北茨城市中郷町日棚2038番地の６
債務者　近田　智美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１７２号
岐阜県各務原市川島松原町317番地
債務者　野田　美景（旧姓川邉）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２５３号
岐阜市早田栄町１丁目30番地　山兵ビル204号室
債務者　山川　　要
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４５４号
神戸市兵庫区楠谷町20番１号
債務者　近藤　　宏
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９６号
神戸市灘区原田通２丁目４番17号、住民票上の住所神戸市灘区原田通２丁目４番14号
債務者　山崎佳代子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０９号
神戸市兵庫区荒田町１丁目３番26―403号
債務者　上廻　利行
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３０号
神戸市須磨区妙法寺字蓮池366番地の20　パームスハイツ104号、従前の住所神戸市須磨区高倉台１丁目３番２―304号
債務者　石本　洋次
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５３号
兵庫県芦屋市大東町６番16号　１Ｆ北、前住所兵庫県西宮市南甲子園２丁目６番２号
債務者　西　　幸弘
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係